再提示資料一式

P1: ①延べ宿泊者数 (R2確定値への置き換え)

P2: ②宿泊税収の基金化について(修正版)

- ③観光・文化関連事業費と宿泊税充当額 (宿泊税充当事業まとめ関係) ※中間とりまとめ(案) **P9**
- ④宿泊税充当事業について: H28~R2活用実績一覧(R2決算値への置き換え) ※中間とりまとめ(案) 別添資料1 P7~P9
- ⑤今後の宿泊税充当事業の方向性 (第2回検討会議議論を反映) ※中間とりまとめ(案) P13~P14

〇延べ宿泊者数

(万人泊)

合計 延べ宿泊者数	2015 年 (H27年)	2016年		2017年		2018年		2019年		2020年	
		(H28年)	対前年比	(H29年)	対前年比	(H30年)	対前年比	(R1年)	対前年比	(R2年)	対前年比
全国	50,408	49,249	98%	50,960	104%	53,800	106%	59,592	111%	33,165	56 %
東京都	5,909	5,751	97%	5,995	104%	6,611	110%	7,898	119%	3,776	48%
大阪府	3,037	3,101	102%	3,321	107%	3,990	120%	4,743	119%	1,972	42%

日本人 延べ宿泊者数	2015 年 (H27年)	2016年		2017年		2018年		2019年		2020年	
		(H28年)	対前年比	(H29年)	対前年比	(H30年)	対前年比	(R1年)	対前年比	(R2年)	対前年比
全国	43,847	42,310	96%	42,991	102%	44,372	103%	48,026	108%	31,130	65 %
東京都	4,153	3,945	95%	4,017	102%	4,292	107%	4,963	116%	3,276	66%
大阪府	2,140	2,100	98%	2,154	103%	2,478	115%	2,950	119%	1,650	56 %

外国人	2015 年 (H27年)	2016 年 (H28年)		2017年		2018年	2019年			2020年	
延べ宿泊者数			対前年比	(H29年)	対前年比	(H30年)	対前年比	(R1年)	対前年比	(R2年)	対前年比
全国	6,561	6,939	106%	7,969	115%	9,428	118%	11,566	123%	2,035	18%
東京都	1,756	1,806	103%	1,978	110%	2,319	117%	2,935	127%	500	17%
大阪府	897	1,001	112%	1,167	117%	1,512	130%	1,793	119%	322	18%

<基金とは>

・地方公共団体が特定の目的に使用するために、他の財産と区分して、資金を積み立てる場合や、定額の資金を運用する場合に保有する資金。

く大阪府の基金>

財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金、みどりの基金、大阪ミュージアム基金、子ども輝く未来基金、がん対策基金、 日本万国博覧会記念公園基金 等

く大阪府における基金の考え方について>

- ・大阪府財政運営基本条例により基金に積み立てることができる資金は寄付金等に限定されている。
- ・宿泊税は法定外目的税であり、**その使途が限定されている**ことから、宿泊税収と当該年度の宿泊税充当額との差異については、 後年度の予算編成時に調整する対応を行っている。

参考:大阪府基金条例の一部改正(平成22年11月施行)について

(一般財源をもとに積立てを行う基金を限定)

財源配分の柔軟性を高め、施策の取捨選択の透明性をより一層確保していくため、一般財源が特定分野の施策に固定化されることとなる基金の積立ては 行わないものとし、今後、一般財源をもとに積立てを行う基金については、財政基金・減債基金等に限定する。

(改正条文の抜粋)

第二条 (略)

- 2 基金(社会福祉施設職員福利厚生基金、減債基金、財政調整基金、公共施設等整備基金、用品調達基金及び小口支払基金を除く。)に積み立てる 資金は、寄附金その他の当該基金に係る特定の収入に係るものに限る。ただし、国の補助金又は給付金その他これに準ずるものの交付を受ける事業を実施する ために積み立てる場合は、この限りでない。
- ※「その他当該基金に係る特定の収入」

各基金の運用利息や国の緊急経済対策により基金積立てのために受け入れる交付金などの特定財源のほか、基金への積立てが予定されているが、 予算上の手続きでいったん一般歳入で受け入れるため、形式的には一般財源からの積み立てであるが、事実上特定財源に準じて取り扱うべきものなどを想定。

※当該規定は、条例制定に合わせて、現在は大阪府財政運営基本条例に定められている。